

手続き案内ガイド（転入・転居・転出）

下表の手続きを受付窓口でお済ませください

NO.	手続き	受付窓口
1	マイナンバーカードの住所変更の手続き	【市民課】 市役所本館1階 ⑦番窓口
2	次のカードの住所変更の手続き ◎住民基本台帳カード◎在留カード ◎特別永住者証明証	【市民課】 市役所本館1階 ③番窓口
3	国民健康保険の加入・喪失に関する手続き	【市民課】 市役所本館1階 ④番窓口
4	国民健康保険のマル学・マル遠・住所地特例に関する手続き	【国保けんこう課】 市役所本館1階 ⑭番窓口
5	国民年金に関する手続き	【市民課】 市役所本館1階 ⑥番窓口
6	後期高齢者医療保険に関する手続き	【国保けんこう課】 市役所本館1階 ⑳番窓口
7	介護保険に関する手続き	【長寿介護課】 プラットおおむら2階 または 【福祉総務課】 市役所本館1階 ⑫番窓口 ※一部の手続き
8	子ども福祉医療に関する手続き	【福祉総務課】 市役所本館1階 ⑫番窓口
9	児童手当に関する手続き	【こども政策課】 こどもセンター または 【福祉総務課】 市役所本館1階 ⑫番窓口 ※一部の手続き
10	防災ラジオに関する手続き	【安全対策課】 市役所本館2階
11	市営住宅に関する手続き	市営住宅管理事務所 (株)シンコー
12	【転入】指定校区の小・中学校に通学する場合の手続き	各小・中学校
13	【転入】指定校区外の学校へ通学する場合の手続き	【教育総務課】 市役所別館4階
14	【転居】転校される場合の手続き	各小・中学校
15	【転居】指定校区外の学校へ通学する場合の手続き	【教育総務課】 市役所別館4階
16	【転出】大村市立学校へ通学している場合の手続き	各小・中学校

該当する手続きやお尋ねが無いが、各自ご確認ください

NO.	手続き	受付窓口	手続きが必要な届出			メモ欄
			転入	転居	転出	
1	印鑑登録証または市民カードの返納の手続き	市民課			○	市外へ転出される方が対象です。ご自身で裁断の上、破棄していただいても問題ありません。
2	国民健康保険の高額療養費（限度額適用認定証）の手続き	国保けんこう課	○	○	○	医療費が高額（高額になる見込み）の方が対象です。
3	国民健康保険の特定疾病療養受療証の手続き		○	○	○	特定疾病による治療を長期間継続して受ける必要がある方が対象です。
4	マイナンバーカードの健康保険証利用登録の手続き					すでに登録済みの方は、手続き不要です。
5	福祉医療受給者証に関する手続き	福祉総務課	○	○	○	母子・父子医療はこどもセンター、障害者医療は障がい福祉課でも手続き可能です。
6	身体障害者手帳や療育手帳に関する手続き	障がい福祉課 または 福祉総務課 ※一部の手続き	○	○		市外へ転出される方は新住所地の障害福祉部署へお尋ねください。
7	精神障害者保健福祉手帳に関する手続き	障がい福祉課	○	○		市外から転入、または市内で転居をされた方が対象です。
8	特別障害者手当や障害児福祉手当に関する手続き		○	○		※市外へ転出される方は新住所地の障害福祉部署へお尋ねください。
9	特別児童扶養手当等に関する手続き	こどもセンター	○	○	○	①市外から転入された方 ②市内で転居をされた方 ③県外へ転出される方が対象です。 ※県内他市町村へお引っ越しの場合は新住所地の障害福祉部署へお尋ねください。
10	被爆者健康手帳の手続き	福祉総務課	○	○		市外から転入、または市内で転居をされた方が対象です。
11	第二種健康診断受診者証の手続き（原爆関係）		○	○	○	①市外から転入された方 ②市内で転居された方 ③長崎市を除く九州地方、中国・四国地方へ転出される方が対象です。
12	妊産婦健康診査受診票の発行に関する手続き	こどもセンター	○			市外から転入された方が対象です。
13	児童扶養手当やひとり親家庭の支援に関する手続き		○	○	○	①市外から転入された方 ②市内で転居をされた方 ③市外へ転出される方が対象です。 ※②③は福祉総務課でも手続きが可能です。
14	保育所等に関する手続き		○	○	○	
15	幼稚園に関する手続き	こどもセンター または 各幼稚園	○	○	○	
16	予防接種や各種検診に関する手続き	大人の方 ⇒ 国保けんこう課 お子様 ⇒ こどもセンター	○			
17	次の車両のナンバープレートの変更に に関する手続き ◎バイク(125CC以下／1.0kW以下)・ミニカー(50CC以下／0.6kW以下)・電動キックボード(0.6kW以下) ◎小型特殊自動車（農耕用、特殊作業用）	税務課	○			市外から転入された方が対象です。
18	飼い犬の登録に関する手続き	環境保全課	○	○		市外から転入、または市内で転居をされた方が対象です。 市外へ転出される方は鑑札を持って新住所地での手続きが必要です。
19	上下水道の使用に関する手続き	上下水道局 料金センター	○	○	○	☎0957-53-1111 上下水道局ホームページ https://omura-waterworks.jp/

※各受付窓口の連絡先については裏面をご確認ください。